

件名	災害に強い愛媛づくり基金条例
主管課	財政課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>1 設置 南海トラフ巨大地震等による大規模な災害に備え、県民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、地震等による被害の軽減を図るための施策を推進するため、災害に強い愛媛づくり基金を設置する。</p> <p>2 積立て 一般会計歳入歳出予算で定める額</p> <p>3 管理 現金は、最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理 収益は、予算に計上して、基金に編入</p> <p>5 処分 目的を達成するための次に掲げる事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。 (1) 防災及び危機管理に係る体制の充実に係る事業 (2) 災害から県民を守る基盤の整備に関する事業 (3) その他知事が必要と認める事業</p> <p>6 繰替運用 財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>基金への積立額 40億円</p>	